

令和4年度 第1回松戸市地域自立支援協議会

日時：令和4年8月3日（水） 午後2時～午後4時

会場：松戸市役所新館7階大会議室（及びリモート）

【開会】

【1 委嘱状交付】

○事務局・佐々木

定刻となりましたので、『令和4年度第1回松戸市地域自立支援協議会』を開催いたします。私は、本日、司会進行を務めます障害福祉課の佐々木と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

本来であれば、初めに松戸市地域自立支援協議会委員における委嘱状の交付式を執り行うところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と会議時間短縮の観点から、交付式は省略させていただきます。なお、会場にお越しになった委員の皆様には、机上に委嘱状を配布させていただきました。リモートによりご参加いただいた委員の皆様には、当日資料の中に同封してお送りしておりますので、ご承知おきください。

本日は交付式にかわり、委員の皆様のお名前を名簿の記載順のとおり、事務局よりご紹介させていただきます。（以下、委員名簿順の通り）

皆様には令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間、松戸市地域自立支援協議会の委員をお願いいたします。

新体制となって本日が初の顔合わせとなりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

（委員の自己紹介）

○事務局・佐々木

委員の皆様、ありがとうございました。

それでは初めに、会に先立ちまして福祉長寿部長・楊井から、ご挨拶申し上げます。

○楊井部長

皆様、こんにちは。松戸市福祉長寿部長の楊井です。本日はお忙しいところ、松戸市地域自立支援協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また日ごろより、本市の障害福祉行政に多大なるご支援・ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

ただいま、令和6年7月31日までの2年間の委嘱状を交付いたしました。本日は、新体制となって第1回目の協議会ですので、改めまして協議会の趣旨をご説明します。本協議会は

相談支援をはじめとする障害福祉サービスのシステムづくりの中核的な役割を果たす場として、障害者総合支援法に基づき設置されています。関係機関の皆様と緊密に連携を図り、地域の実情に応じた障害福祉サービスの構築に向け、協議をお願いしております。

本日は、共同生活援助サービスなどについての評価や、各専門部会からの活動報告などを行っていただきます。皆様には、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。それでは、本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局・佐々木

それではここで、本日の資料を確認させていただきます。事前にご郵送した資料を申し上げます。A4版の「次第」、「松戸市地域自立支援協議会委員名簿」、「松戸市地域自立支援協議会条例」、資料1「日中サービス支援型共同生活援助の評価」、資料2「令和3年事業委託相談支援事業所の評価」、資料3「専門部会活動報告書」、資料4「地域生活支援拠点の調査審議等における改正」、資料5「松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動」、資料6「松戸市指定特性相談事業者・指定障害児相談支援事業者一覧」、最後に「千葉県中核地域生活支援センター大会のお知らせ」A4版となります。

なお、委員の皆様におかれましては、会場とリモートによるハイブリット形式でご参加いただいているところですが、本日は基本的には画面共有を行わずに進めさせていただきますので、事前にお配りした資料をご覧になっていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、リモートで参加されている委員の皆様、会議中ご発言をするために挙手をされても、進行側が確認できないことがあります。大変申し訳ありませんが、直接ミュートを解除していただいて、お名前を言ってご発言くださいますようお願いいたします。直接会場にいらっしゃる委員がご発言する際には、事務局にてマイクを持ち回り対応させていただきますので、併せてご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、会議の成立についてご報告させていただきます。本日、和田委員から欠席連絡をいただいておりますが、委員総数の16名のうち計15名と、総数の半数を超えるご出席をいただいております。よって、松戸市地域自立支援協議会条例第7条第2項に基づき、本会議は成立することをご報告いたします。

【2 正副会長選出】

次に松戸市地域自立支援協議会条例に基づきまして、会長と副会長を選任いただくこととなります。お手元の条例をご覧ください。松戸市地域自立支援協議会条例第6条第1項に会長及び副会長は委員の互選によりこれを定めるとされていることから、委員の皆様から会長と副会長をご推薦していただきたいと思っております。まずは会長についてですが、皆様からいかがでしょうか。

○浜辺委員

よろしいでしょうか。

○事務局・佐々木

お願いします。

○浜辺委員

ベールヘルツ・浜辺です。もしよろしければ、雑賀委員を推薦したいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

○事務局・佐々木

ただいま浜辺委員から、会長に雑賀委員のご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。それでは、ご異議がございませんでしたので、雑賀委員に会長をお願いしたいと思います。雑賀委員、どうぞよろしく願いいたします。

続いて副会長についてですが、皆様いかがでしょうか。

○大友委員

松戸育成会・大友です。よろしければ、今成委員を推薦したいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

○事務局・佐々木

ただいま大友委員から、副会長に今成委員のご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

それでは、ご異議がございませんでしたので、今成委員に副会長をお願いしたいと思います。今成委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議題に入る前に、お2人からご挨拶をいただきたいと思います。初めに雑賀会長から、よろしいでしょうか。

○雑賀会長

ただいま推薦をいただきまして、会長を務めさせていただくことになりました。皆様の御協力をいただき、協議会の運営に努めて参りたいと思います。宜しくお願いいたします。

○事務局・佐々木

雑賀会長、ありがとうございます。続いて今成委員、よろしいでしょうか。

○今成副会長

改めまして、ほっとねっとの今成と申します。前回に続いて副会長をさせていただくことになりました。これまでの経験を活かしてこの協議会をより良いものにしていければと思います。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局・佐々木

今成副会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは松戸市地域自立支援協議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事進行をお願いしたいと思います。雑賀議長、宜しくお願いいたします。

○雑賀会長

それでは、これより私が議事進行をさせていただきます。まず、本協議会の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局・佐々木

本協議会は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましても、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。また、本日4名の傍聴の申し入れがありました。傍聴の許可をいただけますでしょうか。

○雑賀会長

傍聴を許可します。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まず、議題1「日中サービス支援型共同生活援助の評価について」ですが、事務局より説明をお願いします。

【3 議題 1 日中サービス支援型共同生活援助の評価について】

○事務局・加藤

担当の加藤と申します。それでは、資料に沿ってご説明させていただく前に、日中サービス支援型グループホームがどのようなものなのか、及び、その他のグループホームとの違いについて、委員の方々も変わられておりますので、簡単ではございますがご説明させていただきます。

日中サービス支援型とは、障害の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急

一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続と地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されて創設されたものです。

そして、その他のグループホームとの違いについてですが、基本的には世話人等の人員基準などがより充実していて、サービスが手厚いものとなっております。例えば、その他のグループホームには夜間・日中支援ともに、常勤での世話人等の配置を必須とはしていませんが、日中サービス支援型はより重度の方の受け入れを想定しているため、昼夜を通じて1名以上の職員を配置することとなっております。さらには前述のとおり、1～5名程度の短期入所を併設することが指定申請時の要件となっております。

イメージとしましては、施設入所支援を要する重度の方の地域以降の促進、及び地域生活の継続のための受け皿を目指すのが、日中サービス支援型グループホームになります。

それでは、資料の1に沿って、日中サービス支援型共同生活援助における「地域公共団体が設置する協議会等への評価」についてご説明させていただきます。法改正に伴い、新たな累計として創設された「日中サービス支援型共同生活援助」の運営にあたり、運営者は当該事業が地域に開かれたサービスであり、サービスの質が確保されているかなどの評価・要望・助言を、自立支援評議会により、年に1回以上受けるものとされていることから、本年度、協議会の中から5名を評価担当者として選出させていただきました。6月29日に評価会を実施いたしました。

そして評価会の流れですが、事業所より事前にご提出いただいた報告・評価シートの項目に沿って事業説明をしていただき、その後、プレゼン内容について質疑応答を行い、各評価担当者に評価をしていただきました。また、事業所より平面図と写真を提出いただき、施設の設定や間取り等を確認させていただきました。

評価対象の事業所ですが、今年度は「あおば」、「ソーシャルインクルー松戸東平賀」、「ふわふわ松戸」の3事業所を対象に実施しました。結果につきましては、資料1後半の報告評価シートのとおりになります。今後、事業所評価の評価結果の送付及び県協議会への報告につきましては、9月頃を予定しております。

当日の評価につきまして、所感等も交え、評価担当としてご出席いただきました江波戸委員から、ご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは江波戸委員、よろしくお願いいたします。

○江波戸委員

加藤さんからお話しいただいた部分と少し重複するかもしれませんが、ご報告させていただきます。

日中サービス支援型の共同生活援助の評価を他の4人の委員の方に加えて、松戸市障害福祉課の担当者と6月29日にリモートにて実施しました。昨年度は1事業所であったことと比較し、今年は3事業所の評価となっております。それぞれの法人、または各事業所の

カラーが大きく出たように思われます。参加した委員の方から3事業所への質疑事項の内容として、注目した点としましては、入居者の日中活動の状況の有無、それに加えて共同生活援助内での日中支援体制の有無についてという部分は、3事業所ともに確認をさせていただきました。

加えて、先ほどご説明があった短期入所の受け入れ状況や、また委員の中では身体障害者を想定した建物の構造についてのご質問がありました。ソーシャルインクルー、ふわふわ松戸の2事業所においては、県外を含めて多くの日中型共同生活援助を運営しております、評価会でも「いいのか、悪いのか」というところなのですが、管理者に加えたエリアマネージャーの方がご対応いただくような形となっております。

結果については、地域差の課題や、今後地域の社会資源とどのように繋がっていくのかというのは、今後の評議会が抱えた課題であったように思います。

話が少しずれてしまって恐縮ですが、近隣市において日中支援型共同生活援助の評価という部分におきましては、私が確認した限りでは積極的には行ってはならず、事業所からの申し出を行う形で実施を想定しているとのことでした。他市・近隣市においては、まだされてないという実情を伺っております。そのため、松戸市においては、先ほど加藤さんからご説明があったとおり、この評価根拠に則り、適正な評価会が行われていることは、まず1つ素晴らしい事だと思います。

今後行われる事業所への結果通知の後に改善を行う場面も当然あると思うのですが、その点に関しては千葉県が実施しているグループホーム等支援事業と連携し、対応が図れると更に望ましいと思います。私からは以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、意見交換に入りたいと思います。なお、ご発言の際には、会場の方はマイクのボタンを押して、お名前をおっしゃってからご発言ください。リモートでの参加の方は、お名前を言ってからご発言ください。

○江波戸委員

江波戸です。もし今成委員や参加された委員の皆様、補足がありましたらお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○今成副会長

今回、この評価会は2年目ということで、先ほど江波戸委員からあったように、去年は1カ所のグループホームだったのが、今回は2カ所増えて3カ所ということです。今後、特に緊急時の受け入れなどが、まだまだこれからニーズが高まっていくだろうと予測もされます。松戸市の人口規模を考えますと、まだこういったグループホームの存在は少ないと思っておりますので、松戸市として、今後増やしていくような取り組みをしていければと思って

おります。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。他に何かご意見はございますか。

○星野委員

星野でございます。医療的な問題、アセスメントとそれに付随する市の見解も含めて、お伺いさせていただければと思います。新任ですので、的外れな質問でしたら申し訳ございません。

今回、まずグループホーム あおばの中の4番、「利用者の主な日中の活動について」ということで、協議会等記入欄の所に「今後、病気で静養する際の支援体制や訪問看護等の連携など、具体的に示すようにという事が書いてあります。最後のページにもありますが、最後のページの13番です。「利用希望者の受け入れ可否の判断基準について」の中には「医療依存が高く、医療従事者の対応が必要なケースは、地域の訪問看護や往診と連携して支援ができるかどうか検討させていただいています」と書いてあります。実際に今回の3事業所は、医療的ケアが必要な方は0人となっていますが、利用者状況を見ますと、基本的には40代・50代の方が一番多いと思います。このような方々が高齢化したり、また障害のある方は一般的に生活習慣病などが早く始まる、もしくは、認知機能の低下が早く始まると言われています。具体的には、先ほどもありましたが、外部サービスとうまく繋がるということが、1つのポイントではないかというご発言もありました。全くその通りだと思いますし、松戸市は伝統的に訪問看護や、訪問医療が充実している地域でもあります。具体的にどのように外部サービスと繋がったらよいのか、何かそういった好事例のようなものをお示しすると連携が進むのか、またそれに対してはどのように進めていけばよろしいのか、何かご意見ありましたら、お聞かせください。以上です。

○雑賀会長

今、星野委員から質問がありました。江波戸委員、聞き取りの中で、この件について何か細かいお話はありましたか。

○江波戸委員

医療との連携については、私は覚えていないのですが、早坂委員、いかがでしたでしょうか。

○早坂委員

早坂です。具体的には、まだ現実的にそれほど切羽詰まった方がいらっしゃる感じではなく、お話は出ていなかったと思います。そこで質問や、要望など、今後に備えてそういう連

携というものを具体的につくっていただきたいというようなことは、委員から挙がっていたと思います。

グループホームですので、実質、個人の方との契約なので、訪問医療等につながるということもできないわけではないですが、24 時間型ということを見ると、やはり今おっしゃったように、そうした医療的な部分のバックアップ体制というのも、きちっと整えていく必要はあるのではないかと思います、今後進めるに当たって、要望としてお願いをしたという経緯があります。

○雑賀会長

ありがとうございます。

星野委員、よろしいですか。

○星野委員

ありがとうございました。

○雑賀会長

ほかに何かご質問等がありますか。

○平山委員

平山です。

お聞きしたいことと、要望があるのですが、1つはソーシャルインクルード、日中グループホームで過ごす方は、身体障害の方が1名・精神障害の方が2名とあるのですが、その方たちが、なぜ外部の日中活動に参加せず、当グループホームにとどまっているのかということです。理由があつてのことだとは思いますが、本人の意思も含めて、その辺りの事情がわかれば教えていただきたいと思います。

また評価シートの中に、1週間くらいでもいいのですが、日中グループホームで過ごしている方たちの生活の事例を、必ず記載するような欄をつくるなど、具体的にどういう暮らしをしているのかが、わかりやすく事例を挙げてもらうような項目を、評価シートの中に増やしてほしいという要望です。そのようにしないと、日中ホームで暮らす方が多くなってくると、やはり閉鎖的になり、週1回ぐらいは買い物・散歩に連れていくかもしれないけれど、残り5日間はホームの中に閉じこもってしまうということも考えられます。要望としては、1週間「こんな形で生活しています」などそういった事例を必ず1つ挙げてほしいというのと、閉じこもることを防ぐための手立てをもう少し考えてほしいと思っております。本人の希望で、グループホームにとどまって、どこの事業所にもいかないということもあろうかと思いますが、事情がわかったらお知らせください。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございます。今の平山委員の質問について、聞き取りを行った委員の方、回答をお願いいたします。

○早坂委員

早坂です。精神の方については、やはりご本人のコンディションによって、ご本人がお決めになることもあってということでした。実質的には24時間型ではあるけれども、できる限り、通える限りは地域との繋がりを持って通うという方法をとりながら、現状は進まれているというお話では伺っています。ただ、平山委員がおっしゃったように、今後24時間型で、日中ホームで過ごされる方が多くなってきた場合、そのプログラムであるとか進行であるとか、あと職員の配置といったことに関しては、十分お考えいただく必要があるだろうと、要望はさせていただきます。

すいません。他の委員の方、もしあればですが、私はそのように記憶しております。

○雑賀会長

他の委員の方、何か補足等でありましたらお願いします。

○江波戸委員

江波戸です。やはり精神障害の方が日中ホームで過ごす際に、入浴準備の声掛けや、買い物同行等行っているとお話を伺いました。平山委員の最初のご質問である、ホームで過ごす方1名とあるのですが、身体障害の方、総数5名と書いてあるのですが、そのうちの2名は車いすと伺っております。そこから、建物の構造等の話に移行してしまったのですが、少し補足させていただければと思います。以上です。

○今成副会長

今成です。基本的にソーシャルインクルーの場合、比較的、障害支援区分に幅がある利用者になっていて、中には先ほど早坂委員からもあったように、精神障害の方は体調の状態に応じてという話があったと思います。日中活動に関しては、比較的声掛けと、あるいは提案・促し等をグループホームの方で行い、日中活動につなげるような試みを行っている話があったと思います。簡単ですが以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。平山委員、よろしいでしょうか。

○平山委員

ありがとうございました。

○雑賀会長

評価シートについては、また今後も検討させていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。他に何かご質問等があれば、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして次の議題に入りたいと思います。議題2「令和3年度事業 委託相談支援事業所の評価について」となります。事務局より説明をお願いいたします。

【3 議題 2 令和3年度事業 委託相談支援事業所の評価について】

○事務局・佐藤

担当の佐藤より委託相談支援事業所の評価について説明させていただきます。まず、初めて委員にご就任された方もおりますので、簡単に本市の相談支援体制について説明させていただきます。

本市では4つの委託事業により、障害のある方やご家族等への相談支援を行っております。内訳といたしましては、3つの基幹相談支援センター及びサポートセンター沼南になります。基幹相談支援センターにつきましては、市内を中央・小金・常盤平の3圏域に分けた、圏域ごとに設置されており、障害に関する総合相談を受け付けております。また、令和3年度からは、引きこもりに関する相談も受け付けております。サポートセンター沼南につきましては、近隣市を含む特別支援学校の在校生、卒業生等を対象とする相談先で、就労相談・生活相談・年金相談が主となっております。松戸市以外に、野田市、流山市の委託先にもなっております。

ここから、資料2の記載内容になりますが、これらの委託事業につきましては、松戸市の相談支援の中心的な役割を担うとともに、国の補助金の対象事業となっており、事業内容の評価等が規定されております。評価方法につきましては、本自立支援協議会の主な機能である評価機能により、毎年評価会を実施しております。今年度も昨年度と同様に、本自立支援協議会の中から5名を評価担当者として選出させていただきまして、評価会を実施いたしました。

評価の流れは、まず事業所自身が評価項目ごとに4段階の自己評価を行い、書類審査を行いました。その後、松戸市役所内にてヒアリング審査についても併せて実施いたしました。評価対象といたしましては、中央基幹相談支援センターCoCo、小金基幹相談支援センターおんぷ、常盤平基幹相談支援センターふれあいと、サポートセンター沼南の4事業所になります。ヒアリング審査当日の流れは、事業所ごとのプレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、評価を行いました。

結果の内容につきましては、5ページ以降になります。当日の所感につきましては、評価担当としてご出席をいただいた浜辺委員からご報告をいただきたいと思っております。それでは浜辺委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○浜辺委員

浜辺です。今回から評価するセンターが小金基幹相談支援センターおんぷと常盤平基幹相談支援センターふれあいの2つが増えたのですが、サポートセンター沼南も含めて、全体的には4つのどのセンターも平均的な評価にはなっています。ただ、中央基幹相談支援センターCoCoについては、センターが2つ増えたにもかかわらず、相談件数は減っておらず、今まで同様、松戸市では中心のセンターなのかと思います。

もう1つ私が思ったのは、常盤平・小金・中央と、各々地域差が少しあると思います。実際に皆さんのお手元の資料にもあるように、常盤平だったら年金相談のこと、小金に関しては子育て相談ということで、その部分に関しては各センターとも、各地域のことを考えながら対応されており、とてもよいことだと思いました。簡単ですが、以上になります。

○雑賀会長

浜辺委員、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、意見交換に入りたいと思います。ご発言の際は、会場の方はマイクのボタンを押して、リモートの方はお名前を言ってからのご発言をお願いいたします。

○星野委員

星野から発言させていただきます。これは市の方が適切かもしれないのですが、評価で数値が出ていますが、数値化される過程はどのように考えたらよいのでしょうか。例えば、サポートセンター沼南の運営体制は「3.2」ということですが、これはどのようにこういった数値が出ているのか、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。プレゼン等聞いた中で数値を決めていくのか、どんな基準があるのでしょうか。

○事務局・佐藤

佐藤よりお答えさせていただきます。この評価の点数のつけ方なのですが、項目ごとにまず評価基準というものがございまして、出席委員の皆様からそれぞれの項目ごとに点数を、1~4の点数をつけていただいております。それを、最終的に項目ごとに平均した点数という形になります。

○星野委員

ありがとうございます。そうすると、その項目というのは、どのような項目なのでしょう。4つの項目についてあると思うのですが、それは示されておりますでしょうか。

○事務局・佐藤

基準についてなのですが、本日の資料には示してないのですが、評価委員に評価いただく

前に、項目ごとに「こういう状況であれば何点」というような、それぞれ細かい基準を設定し、お配りしているところがございます。

○星野委員

そうしましたら、次の資料からで良いと思うのですが、明示していただければと思います。実際にこの「3.2」がどのような意味なのか、同じ「3.2」でも恐らく違うということですね。中央相談支援センターも多分「3.2」くらいでしょうか。小金基幹相談支援センターも「3.2」。運営体制の事だけ申し上げていますが、常盤平基幹相談支援センターも「3.2」。ただ、その「3.2」でも評価は多分、平均値ですから違います。算定根拠がないと、なかなか議論できないと思いますので、そういうところは検討していただきたいと思います。

続いて、人員体制についてですが、これに関しては職員配置ということなのでしょうか。例えば、職能で医療職の方のありなしとか、そういったところが評価項目になっているのでしょうか。

○事務局・佐藤

人員体制については、配置人数ですとか、経験年数も評価基準の中に入れておまして、それらをもとに算出させていただいております。

○星野委員

そうしますと、わかる範囲でお答えいただければと思うのですが、この4つのセンターの中で、医療職が配置されているのはどれぐらいの割合なのでしょう。そして、その医療職の職能について教えてください。

○事務局・佐藤

令和3年度の4月1日時点での配置に基づいて評価しているのですが、医療職については配置されていないです。

○星野委員

わかりました。そうしますと、先ほどの資料1にもありましたけれども、医療的なケアが含まれるような相談は、どのように受けていけばいいのでしょうか。これは3番の相談業務等の項目の中にも多分、医療的なアセスメントがきちんとできるということは、評価項目に今後なっていくのかと思います。そういったものが職能として配置されていないのであれば、例えばですが、外部の医療的な助言ができるところが、連携を組ませていただいた方が良いのかと思います。例えば看護師を配置することが難しいのであればという事です。

例えばですけれども、私は医師会出身ですので、医師会の中の在宅医療・介護連携支援センターは、若年の方のご相談も受けて、アウトリーチも行っていますがそういったところにご相談いただければ、外部にアウトソーシングのような形で、バーチャルな意味で医療職を

雇ったということになるのであれば、それはそれで好ましいのかと思います。その点について、また今後ともご検討いただければと思います。

あと、相談業務について、今、医師会でもどのように相談を受けていくのかというのは、非常に悩みながら進んでいるのですが、相談業務の具体的な評価項目というのはどのようなものでしょうか。

○事務局・佐藤

相談についての具体的な評価項目ですけれども、1番～7番まで項目の設定をしております。「相談内容を把握・分析し、適切な対応を行っているか」「相談事例の解決のために、進捗管理や他分野との連携等、必要な対応を行っているか」「地域における関係機関のネットワーク構築を行っているか」「地域生活支援拠点として、相談機能の充実を図っているか」「地域の社会資源について、把握を行っているか」「計画相談支援事業所へのサポートを行っているか」「権利擁護を行っているか」となっております。

○星野委員

ありがとうございます。そうすると、こういった評価項目に関しては、かなりよくできているという評価なのだと思いますが、別の軸として、例えば一つの事例に対して、緊急性をアセスメントできているのか、重症度や医療的なケアをアセスメントできているのか、一応の終着を見るまでどれくらいの時間を要したのか、解決したけれども、結局5年間停滞したのでは、これはちょっとあまり意味が乏しいかと思いますので、解決するまでの時間がどうだったのか、医療的なアセスメントをきちんとできたのか、そういったところも評価できると良いと思いましたので、項目については、また議論いただければと思います。私からは、以上です。

○雑賀会長

ありがとうございます。今の件で何かありますか。平山委員、お願いします。

○平山委員

資料1には、日中支援型の場合の項目の一覧があると思いますが、この委託評価にはないので、これですと評価委員に選ばれていない方には項目がわからないので、質問や疑問が出てこないのではないかと思います。ぜひ次回からこの相談でも評価項目の一覧の資料もつけていただいて、結果を見て判断し、意見交換したほうがやりやすいのかと思います。私は評価委員だった事もあり、このような項目というのが大体わかるのですが、評価委員ではない方はわかりにくいので、資料の提示の仕方を検討していただきたいと思います。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございます。これについては事務局で対応は可能でしょうか。

○事務局・佐藤

今、委員の皆様から、改善についてさまざまなアドバイスをいただきましたので、今後の資料の改善に役立てさせていただければと思います。ありがとうございました。

○早坂委員

早坂です。今の議論で、経過が見えないというところでは、私も同じことを思っていました。特に人員体制のところ、満点が「4.0」となっていて、それぞれ満点までは届いていない状況ですが、具体的にどれくらい人が足りていないのかが見えてこない。それに対して基幹相談支援センターは、一般の相談支援事業所とはまた質を異にするという意味からいくと、基幹相談支援センターだけの努力目標なのか、行政も含めての人員配置ということを考えていくのか、その辺が見えてこない、ぜひ評価や経過が見えるといいと思います。あと、具体的数字というところも、相談員の方々は皆さん、すごい人数の相談を抱えているのが現実だと思います。その辺が見えてこない、どんな努力や苦労があるのかというところが評価しづらいというところです。

それから、先ほど、地域によって相談の内容が多少違うといった話がありましたが、そういったことを踏まえて、それに合った専門職やそういった内容に長けている方の配置について、今すぐは難しいとしても、今後検討する余地はあるのか、ぜひ今後の議論の中に入れていただけるとありがたいと思います。少し現実が見えにくいというのが、これを見た時の印象です。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございます。確かに私も、資料を見てちょっとわかりづらいところがありましたので、資料の提示については、ご一考いただければと思いますので、宜しくお願いします。併せて星野委員にも医療的な面でのアドバイスを、今後もいただければと思いますので、宜しく願いいたします。

○今成副会長

今成です。ほっとねっとも千葉県の委託事業として、基幹相談支援センターと同じように生活支援を中心にこれまで18年やってきております。ほっとねっとが始まった当初は、市内に相談支援機関が他になく、平成25年に今の中央基幹相談支援センターが初めてできて、松戸市は千葉県内では先進的に基幹相談支援センターを設置しました。それでも当時ほっとねっとは、一向に相談が減りませんでした。

それは恐らく、中央基幹相談支援センターCoCoが新たな相談者を発掘して、潜在的な相

談者や支援が必要な方を発掘してきたことが大きい。あるいはエリアが分かれてほっとねっとは新松戸方面、基幹相談支援センターCoCoは矢切方面ということで、同じ松戸市でも対照的な位置づけだったというのもあり、ほっとねっとは基幹相談支援センターができて、なかなか相談が減ってこなかった。基幹相談支援センターは基幹相談支援センターで、さらに新規相談が増えていった経緯がありました。

それから8年～9年、ようやく基幹相談支援センターが3カ所に増えた。これも、千葉県を見回してもそこまで行っている市というのは、なかなかないと思います。

なおかつ基幹相談支援センターは、障害という括りに少し幅を持たせて、障害疑いあるいは精神疾患疑いの方も対象に支援を行っており、さらに令和3年度から、引きこもり支援事業も付加するような形で対象幅を非常に広げて、先駆的に取り組んでおります。

私事で恐縮ですが、結果的にほっとねっとでは、令和3年度は令和2年度に比べて、相談支援件数が3,000件減りました。これはほっとねっと18年の歴史の中で、非常に画期的なことです。年間3,000件の相談支援件数が減ったというのは、これはまさに松戸市の基幹相談支援センターが増えたおかげだと思っております。

恐らく、先ほど中央基幹相談支援センターがなかなか支援件数が減らないというのも、当事業所ほっとねっとの経験を踏まえると、3基幹に増えたとしても、それぞれが、またそれぞれのエリアで新たな相談を発掘している状況の中で、中央基幹相談支援センターの相談が減らないというのは当然だろうと思っております。

それで、これは勝手なことを申し上げて恐縮なのですが、昨年度から2カ所増えて間もないのですが、私としてはぜひ松戸市に、基幹相談支援センターをさらに増やしていただきたいと思っております。同じ相談支援機関として実際よく耳にするのが、それぞれの基幹相談支援センターは、すでにもうマンパワー的に厳しい、あるいは相談件数が増えて支援員が逼迫しているとか、なかなか人が集まらないと聞こえてきます。色々と課題はあるのかもしれませんが、我々ほっとねっととしては非常に助かっておりますので、今後さらに基幹相談支援センターを増やしていただきたい。これは要望というか、お願いというか、意見なのですが、以上でございます。

○雑賀会長

ありがとうございました。

○神保委員

弁護士の神保でございます。弁護士の立場からよろしいでしょうか。評価項目の中に人員体制が入っていますが、ぜひこの人員体制の評価をするにあたっては、職員が法律に定める労働時間を大幅に上回って残業していないか、いわゆるサービス残業していないか、あるいは、身体を壊しかねないくらいの過労に陥っていないか、というのはぜひ評価の項目に入れていただければと思います。と申しますのも、今いろいろ労働法制が

厳しくなっていて、過剰な残業で例えば身体を壊したり、過労死したということになると、その倒れたご本人やご家族が弁護士のところに駆け込んできて、訴訟になる場合もあります。訴訟されると、今回であれば基幹相談支援センターですが、雇い主がとてつもない額の損害賠償を請求されます。

恐らく各法人の体力からすると、過労死の訴訟が一件起こされて、敗訴した場合、それだけで廃業になりかねないぐらいの金額が損害賠償額として請求されます。評価にあたっては、各基幹相談支援センター側がそういう潜在的な訴訟等のリスクを背負っていないかというのは、ぜひ従業員の労働時間、あるいは労働の大変さの観点を見て評価していただいた方がよろしいかと思います。各基幹相談支援センターが、ただ今多くの方からご発言があった通り、人手が足りなくて大変だという状況に陥っているようであれば、場合によってはそれこそ委託費を増やしてでも、人手を増やした方がよいと思います。それをやらないと、今言ったような訴訟が起きれば、基幹相談支援センターが丸ごと1つ、損害賠償のために消えてなくなるということが起きかねません。予算の関係で厳しいということは承知していますが、場合によっては本事業の委託費を増やして人を増やせるような体制の構築にご尽力いただければと思います。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございます。

個人的には相談部門だけが増えてもというのは非常に思っています。相談を解決する場所も、相談を受けて終わりではないので、それもやはり広げていかなければいけない、増やしていかなければいけない、それではどこが担うのかというのも、相談は受けて終わりではありませんから、考えていかなければいけないことなのではないかと思います。

次に進みたいと思います。議題3「各専門部会より活動報告・下半期活動予定について」です。すべての報告をいただいてから、皆様の質問などを伺っていきますので、宜しくお願いいたします。

それでは相談支援部会、大友委員からお願いいたします。

【3 議題 3 各専門部会より活動報告・下半期活動予定について】

○大友委員

まつど育成会・相談支援事業所カーラの友と申します。改めまして、宜しくお願いいたします。今年度から初参加で、しかも専門部会の報告トップバッターになってしまったので、不手際があるかもしれないのですが、ご容赦いただければと思います。

今日は皆さんのところに資料も届いていると思うのですが、こちらでも画面共有をさせ

ていただきながら、報告書の内容に加えて、そこに根拠も書いてあるのですが、皆さんに把握しておいていただいた方が状況がわかるだろうというところも足しておきました。

それでは、まず活動目的のところから、活動目的は「作成率及び質の向上」「ご家族と当事者が必要とする支援について検討を図る」というところですが、ここに、私たちがベースとして皆さんに把握しておいていただきたいことは、皆さんがよく挙げている計画作成率のところです。全体で、令和4年3月までの時点で、58.9%。成人が70.2%、児童が34.6%。これは多いのか、少ないのかというところですが、近年は横ばい状態です。数年前より減っていますし、児童は明らかに減っています。児童の相談支援は、本当に増えていない。これは松戸市だけの問題ではなくて、今、全国的に、特に首都圏はこのような状況です。田舎の方が意外と計画相談がついているのがとても多くて、顔の見えるいい関係が築けていると感じます。セルフプランで希望される方も多し、それで大丈夫という人も多し、それはそれでよいと思うこともありますが、問題なのは、相談支援に強く入ってほしいと望んでいる方たちに、つけていないこと。それと、この方は相談支援が入った方が有効な支援が描けると思えるケースになかなか入れないという現状が大きな問題だと思います。

目指す姿のところですね。様々な相談を地域のネットワークで受けとめていくということですね。相談してくる方にとって、それぞれに適正な社会資源と繋げていくというネットワークづくりをいかにやっていけるかというところが、私たちの目指していきたいことだと思っています。

令和4年度の目標は、教育・医療など、障害福祉サービス以外の関係機関との連携をスムーズにすることで、専門員の質の向上と負担軽減を進める。そして松戸市の重層的支援体制を構築するための検討は、その下をお伝えしていった方がわかりやすいと思うので下に進みます。

具体的な取組みとして①「相談支援体制を強化」と②「教育機関と相談支援専門員の連携を図る」、この2つの大きな柱を考えています。

相談支援体制の強化のところですが、先ほども、とても良い議論になりましたが、基幹相談支援センターが、令和3年10月から3カ所、松戸市には出来ています。それに加えて、地域生活拠点も10月から出来ていることで、色々と基本的、中心的な相談支援の母体が出来てきたということですが、実はその基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携が、まだ十分に図れていなかったり、基幹相談支援センターの機能を理解している相談支援事業所が少ないのではないかと見えてきました。

先ほどの説明の中にあつた、基幹相談支援センターが計画相談支援をサポートしていくというところも役割の中にあつたと思うのですが、中々それを頼れていない相談支援事業者がいたり、やはり基幹相談支援センターが本当に忙しかったり、認定調査に多くの時間をとられ、業務的に大変な状況というのを感じているところです。

そのような中で、相談支援専門員は減少し、さらに対応事業所も不足をしているというところ。それに加えて、サービス支給決定率、いわゆる受給者証を持つ人たちは増えてい

るといことが、今、相談支援専門員、計画作成率の減少にも繋がっているのではないかと言われています。

この地域生活支援拠点というのは、緊急なことがあった場合に、利用者を受けてくださる拠点が、松戸市にもできたということです。これは後ほど松戸市の方から説明があると思うのですが、その事業が始まって、どんな機能を持っているかの理解もまだ相談支援員たちに広がっていないのではないかと、緊急時に対応してくれる人たちがいるということを知らない人もまだ多いのではないかと現状があります。

それに加えて、何故教育機関と相談支援専門員の連携を図っていこうということをもう1つ軸に置いているかといいますと、相談支援部会の中でも、サポサポという松戸市の相談支援連絡会の中でも、教育機関との連携が難しいということがよく挙がっています。教育機関は敷居が高いから、児童の支援はやりたくない、また、児童の支援はモニタリング数が普通には稼げないなど、実質的な問題なのですが、なかなか収入には繋がらない上に、1人の児童を見ると放課後デイサービスにいくつも行っており、関わっている機関が多いので連携すべき機関が多い。また、児童は成長して状態が変わっていくので、支援の細かさが必要な割には、お金にも繋がらない。色々な意味や、理由があると思うのですが、児童の支援が増えないという要因があると思います。もう一つは、児童の相談支援を受けていると、相談支援の存在や役割を知らない先生がまだ多いのが現状だと感じます。特別支援学校の先生等、今日いらしている先生方はご存じだと思うのですが、特に普通校や、普通校の中の特別支援学級の先生方は、まったくご存じない。あなたは誰だれですかみたいなことが、多くあるということが現状だと思います。このような課題があるということです。

それを受けて、「相談支援部会で、今年度はこのような取り組みをしていきましょう」ということです。基幹相談支援センターが実施して下さっている計画相談支援事業所に向けての研修であるスキルアップ研修や、相談支援専門員の連絡会にも来ていただけない事業所もいらっちゃって、やはり市内事業所間の関係性が薄く、顔が見えない関係で、何に困っているのか見えないような状態があると思っています。このことからまずは実質的に、皆さんの関係をつくっていく事と、どんなことに困っているかの聞き取りをしていきたいと思っています。聞き取り調査は、この中には、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点についての、一定の周知や啓発も入れていきながら、行っていきたいと思っています。

上半期はヒアリングを行っていくということですが、ヒアリング日程は10月。次に下の予定にいつてしまうと大体10月・11月でヒアリングを行い、結果を取りまとめて、次の活動に生かしていこうと思っています。相談支援事業所は現在、市内に24カ所あります。相談支援専門員は73人というのが松戸市の現状です。聞き取りは2人体制で行う予定で、1人は必ず基幹相談支援センターの職員に入ってください、もう1人は部会員が入っていく、基幹相談支援センターの機能もきちんと説明していけるようにと思っています。聞き取り内容に差が出ないように、10月・11月の聞き取り前に皆で内容の精査をし、聞き取り内容が大きく変わらないようにしたいと思っています。

次に「スクールソーシャルワーカーとの交流の機会を継続し、相互の理解を深める」というところですが、今年から行っていこうと思っているのは、実際の事例からリアルに支援を検討して、お互いの状況や役割を知ることから始めようと思っています。この事例はどのように動こうとか、それでは相談支援ではこのように支援し、このように動こうとか、あの機会では支援と支援をつなごうというのをリアルに行う中で、お互いを知るといった方法をとっていききたいと思います。

それに加えて、学校関係者に相談支援を知ってもらう機会の確保を、ここでも作っていきたいと思っており、スクールソーシャルワーカーの会議等に出させていただき、今年松戸市が、相談支援の説明を行ったのですが、特別支援級を持っている学校の校長先生の会議があるので、そこに引き続き参加を続けて、計画相談について説明を行っていききたいと思います。

3つ目ですが、相談支援専門員の連絡会「サポサポ」という組織についてですが、これは、もともと国で計画相談の仕組みが始まってから「こんさぼ」という自主機関があり、それが平成31年から松戸市の相談支援部会をバックアップして、一緒に市の相談支援事業を元気にしていこうということで、サポサポの運営を続けています。

そのサポサポでは、今までの研修で色々な方をお呼びして、学びを深め、それぞれ色々な会議を行ってきたのですが、その活動の中に、基幹相談支援センターとの更なる連携を深めるために、サポサポの中でスキルアップ研修を行い、そのスキルアップ研修の中でも、みんなが集まったときに3つの圏域に分かれて、それぞれの地域で顔の見える関係が築いていけるような会議形式にして、もっと顔の見える関係をつくっていこうと考え、始動し始めているところです。

令和4年度上半期の目標としては、相談支援専門員のこうした状況が課題であったので、そのことを受けて、基幹相談支援センターや拠点と連携することが手助けになるのではないかと、もっと顔の見える関係をつくって、お互い助け合える関係をつくっていけるのではないかと、これを検証して、実践していききたいと思います。

教育機関との連携については、先ほど申し上げた通り、各学校との連携の仕方や、サポートの仕方をみんなで検証していききたいと思います。スクールソーシャルワーカーの皆さんも、学校連携で困ってらっしゃるということもよく見えてきたので、どのように学校連携していけばいいかと思っています。先生たちの数も本当に減少しているので、正直、相談支援というものが入って、どうなっていくのか見えなくて、怖がっている先生たちも多いというのは感じているので、よく説明をしながら、サポートしていくということを理解していただく必要があると思っています。

そうですね、普通級にいる支援が必要な子どもたちについても、支援していかなければと思っています。

下半期については、ヒアリング調査の結果の取りまとめ、次年度取り組むべき内容を検討していくということと、教育の現場と相談支援専門員の連携を図ることはまとめな

のですが、ずっと教育機関との連携というのが中心的な話になっていたところがあったので、もう1つ医療機関の連携等々、今回ヒアリングで見えてきた内容を見ながら、課題別にチームに分かれて取り組んでいくことも、下半期以降に向けて検討していきたいと思っています。相談支援部会から、以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。

次に、就労支援部会の古川委員からお願いいたします。

○古川委員

就労支援部会です。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、就労支援部会の活動目標は3つです。1つ目は一般就労と福祉的就労の行き来ができる仕組みづくり。2つ目が、市内で働きやすい環境や制度を整える。それから3つ目が、福祉的就労を通じた包括的な取り組みを目指すということです。資料に書いてあるあるべき姿、それから目指す姿、そういうところを視野に入れながら毎月活動しております。1つずつ概要を説明させていただきます。

まず1つ目の「一般就労との行き来ができる仕組みづくり」についてですが、昨年度、一般就労への道標となるべく、特に就労継続支援事業所の利用者、それから支援者、ご家族の方に向け、チャレンジロードマップというものを作成しました。今年度は、より安心して一般就労を目指す為には、一般就労から福祉的就労へ戻ることができる仕組みづくりも必要ではないかと考えております。と言いますのは、就職する前の不安感として、一度就職すると福祉的就労に戻れないのではないかと。あとは、離職を考えた時や、実際に離職してしまった時に、今後の生活や活動に対してさまざまな不安を抱えているのではないかと。具体的な不安や、求めている支援について、部会としてアンケート調査・研究を行い、そこから今後の仕組みづくりに繋げていきたいと考えております。アンケートの対象者ですが、就労経験のある方々を対象に、現在働いている方、それから働いていたが現在は福祉サービス等を活用している方に、アンケート調査を実施していきたいと思っております。内容については、「一般就労に関するアンケート調査（仮）」というものを添付させていただいております。後ほど、そちらをご確認いただけたらと思うのですが、まだ作成途中で、次の部会で最終的に決めていきたいと思っております。

2つ目の課題は、「市内で働きやすい環境や制度を整える」についてですが、現状として、市内の法定雇用率達成割合が44.7%。雇用人数0人企業の割合は34.1%。100人未満規模の企業で見ると、50.5%となっております。ハローワーク松戸管内としても高い数字ではなく、この点を打破するために、毎年柏市との共同でセミナーを開催して参りました。ただ、コロナの影響もあり、効果的なPRができているかが不明な状況でもあります。そこで今年度は、柏市と協議し、通年続けてきた合同セミナーを開催せず、それぞれ取り組んでい

くこととしました。就労支援部会として、主に福祉業界の0人企業に対して、個別に働きかけを行っていくことを考えています。内容につきましては、今後の部会内で詰めていく予定となっております。

3つ目の課題「福祉的就労を通じた包括的な取り組みを目指す」につきましては、就労継続ネットワークとして、横の繋がりが弱く、顔の見える関係性が構築できていない状況と分析しています。

昨年度、その就労継続支援のネットワークの会長・副会長を、改めて選任したばかりということでもございますので、参加者の記憶に留まっているうちに、第1回目を7月19日に開催しました。部会として2回目以降も、開催や運営のサポートを行っていこうと思っております。後にこのネットワークが独立し、それぞれの部会長・副会長、それから委員の方々に、現在市内で必要なものや、やらなければいけないこと等、能動的にネットワークが独立していけるようサポートを続けていきたいと思っております。

以上、前半ということもあり、皆様にご協議いただきたい事項ということではなく、報告のみとさせていただきます。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。

次にこども部会、早坂委員、お願いいたします。

○早坂委員

宜しくお願いいたします。お手元の資料に沿ってお話しさせていただきます。

こども部会としては、中段に「目指す姿」というところがありますが、支援の必要なこどもが、抜け目なく、切れ目なく支援を受けられるということをテーマに、継続的に活動しております。3つの課題をグループワークで進めておりますが、まず一つ目には、平成30年度にライフサポートファイルが完成し、毎年配布を行ってきました。このライフサポートファイルというのは、お子さんたち、特に障害のあるお子さんをお持ちの親御さんたちが、幼稚園や保育園に入る時、学校に上がる時など、あらゆる場所で、面接の時に、お子さんの状態を一から聞かれるという機会が多いと思います。そうした労力を少しでも減らしていくために、記録として残しておくことをお勧めするという冊子をつくり、これを配布し、広めていこうと取り組んでいます。しかし、現実的には事業所、それから保育所や幼稚園の先生方にも、まだ広く周知ができていないという現実があり、使い勝手もよくないという意見も出ています。実は、昨年アンケートの中で分かってきたのは、我々としては小さい時からの記録が大切で必要だと思うのですが、実際に親御さんが記録を必要とする時期というのは、高等部を卒業する時とか、就職をする時、それから年金を取得する時等、このような切羽詰まった時にはじめて記録が必要になるということで、我々の目的と、親御さんが必要性を感じる時期がマッチしないということが、広めきれない原因なのではないか

ということもわかってきました。実際は必要になるので、その記録の残し方というところでは、今後支援者の方たちに、より理解を深めていただくために活動を継続していきます。松戸市のホームページ等にも情報を色々と掲載していただきダウンロードも可能ですので、それらも活用しながら、進めていきたいと思っております。

3つの課題がありますが、先に3つ目の早期相談支援マップについてお話します。一昨年調査しましたが、実は松戸は障害種別にかかわらず、こどものケアに関するサポートシステムが数多くあります。ただ、それぞれの機関の皆さんたちが、障害があるかもしれないと思った時に、親御さんに適切なアドバイスをし、繋ぐべき相談場所のノウハウがないということをとくさん伺いまして、事業所で支援者が使いやすいもの、支援機関をお勧めできるようなものをつくってはどうかということで作成しました。松戸市にある事業を組み込みながら、令和2年度に支援者向けとして完成し、各機関に配布しましたが、既に、基幹相談支援センターがさらに2つ増えている。また、事業所の増加や、組織改編で名称が変更している等もあり、今年度はまず内容更新し、その後、様々なご意見も出ていることから、もう少し見やすくてわかりやすいものに、改訂していこうと話し合いを進めています。

そして真ん中の2つ目の「家族が安心できる情報を伝える取り組み」としては、こうした情報を保護者に直接関わる各事業所の皆さんが、お伝え出来るようになって頂くことで、親御さんたちが一人で抱え込んだり迷ったりしないで、支援を受けやすい状態を作っていく。「一番身近な支援者が不安や困りごとを持つ保護者に適切な情報を伝えられるようになること」を目標に取り組んでいます。そのようなことを試みながら現在話し合いを進めているところです。

余談ですが、先日福岡県で、行動障害の方たちに対して訪問型と称して職員が訪問し、拘束という形で行動制限をかけ、場合によっては結束バンドを使って手足を縛るようなことをして行動を改善したということで摘発されたのですが、行動障害の方は初めから行動障害があるわけではなく、やはり小さい時からの周囲の関りがとても大切で、こういうことが起こるのは、小さい時からの適切な療育や適切な支援をしてこられなかったことと、育てにくいお子さんに対して、親御さんも含めて適切な療育環境が見いだせなかった結果によるものが非常に多いです。現状は、強度行動障害と言われる方たちも多く、苦労があるのが現実です。私たちは大人になってからではなく、こどもの時期に適切に関わることで、少しでも行動障害と言われるような方たちが減ることを目指したい。それから、医療との連携等も適切に受けられるような、アドバイスをしていけるような体制作りをしていくことを、こども部会としては目標として動いています。

今年は、資料の通りこの3つについて、グループごとに議論し一人一人の意見を幅広く出し合えるような時間を多く活用しようということで、グループでまとめながら、全体の意見集約という形で活動を組み立てております。基本的にはZoomで会議を開催している状態でございます。前半ということで、経過進行中であり、提案・提議をさせていただくことはございませんが、経過のご報告とさせていただきます。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。

各部会からの報告がありましたが、各部会の活動報告や下半期の活動予定を受けて意見交換に入ります。ご意見等がありましたら、お願いいたします。

○星野委員

星野です。

簡潔に3点お伺いいたします。まず1点目が質問と、2つが意見になります。主に相談支援部会に関してですが、大変膨大なお仕事をされていると思いました。

質問は作成率についてです。作成率が現在58.9%ということですが、具体的に何%まで持っていくことが目安なのかを、お伺いしたいと思います。

2点目は一つの意見ですが、基幹相談支援センターと相談支援専門員との連携は非常に大事な分野だろうと思います。特に、例えばですが介護保険の分野ではケアマネジャーがいて、地域包括があって、その上に基幹型がある。基幹型は市役所ですが、そのような層構造というか、規範的な統合というものが、この基幹相談支援センターと相談支援事業所においてもあり得るのかと、聞いていて思いました。

最後、3点目ですが、スクールソーシャルワーカーとの連携は非常に大事だと思っております。というのは、医師会でも若年の方で身体症状・精神症状が増悪して、なかなか医療に繋がれない方に対して、医師が訪問支援を行っておりますが、その方々の多くは、やはり思春期・学童期において不登校をかなり確率で経験されております。ですから、いかにそこを早期に覚知するかが大事だということを、今、内部で議論しているところです。不登校というものを覚知した段階で、いかに卒業後も切れ目ない支援に移行していけるのかという事が、大事なのかと思います。

高齢者を大きく枠として把握する枠組みというのは無いわけですが、学校というのは漏れなく把握できるという、非常に貴重な地域資源だと思いますので、ぜひ学校に在籍している間に生じた問題に関しては、卒業しても連携をしていただき、必要時に医療や福祉等につないでいただければと思います。頑張ってください。ありがとうございます。

○大友委員

励まいただきありがとうございます。

1つ目の「何%に持っていきたいか」という質問ですが、私自身このようなことを言っても良いかと危惧しますが、把握不足で詳しく見ないとわからないのですが、本当に相談支援の率が上がっていかないのです。みんなで計画率を上げようと言って取り組んできたのですが、下がっていく一方だったので、今、どう動けばよいか具体的にわからない状況になっています。事務局から松戸市としての目標を再確認の意味で教えていただけたらと思います。

地域包括についてですが、おっしゃるとおり、先ほど言った3つの圏域は、まさに高齢者の枠組みと同じです。地域包括の圏域と同じような形を、障害分野も意識して合わせていますので、相談支援部会の方もそのように動いていこうとしています。

先ほど出ていた「サポサポ」の会には、相談支援専門員が少ないこともあり、顔を出してくる人が少ないのですが、実は地域包括の人たちがすごく参加してくれていて、サポサポは地域のネットワークづくりの場所になってきています。地域包括の人や、就労系事業所の人や、社会福祉協議会の人も参加して下さっています。予定表が出るのでその時のテーマに合わせて、参加して下さり、まさしく地域のネットワークになっていると思います。やはり、基幹相談支援センターを中心とした地域の枠組みをつくっていきたいと考えているというところで、市のほうもそれをイメージして下さっていると思っています。

スクールソーシャルワーカーとの連携はおっしゃるとおり、本当に児童期にキャッチしていくには、児童期で一番子どもたちを見てくれているのは学校なのです。長時間見てくれている、どんな状況かわかる、家に入り込みやすいのも学校であり、ご本人がどんな表情、どんな様子だったかというのを、よく知っているのは先生たちなのです。一番子どもの現状や、家庭の環境や、その日着ている服や、服や持ち物の匂いはしてないかなど、色々なことをよく見て下さっているのです、学校との連携は絶対に重要だと思っています。

不登校支援も本当に難しいので、学校に行けなくなった子たちもいるのですが、先生たちも動けない状況が続いている。だからこそ、もっと相談支援を活用し学校に来ていない子たちをどうしていくかということも、ご家族と相談支援専門員も一緒になって考えていく。基幹相談支援センターも一緒になって考えていくという、流れをつくっていき、皆が力を発揮できる相談支援体制を構築できれば良いと考えています。

作成率につきましては、目標を持たなければいけないと感じました。松戸市から補足を宜しくお願いします。

○雑賀会長

事務局からお願いします。

○事務局・式田

先ほどのご質問の中で「作成率 58.9%の数字を具体的に何%までにすることが目標か」というお話をいただきました。計画作成率に関して言えば、もちろん高ければ高いほど良いということはあります。ただ、利用者の中には、計画作成を行わずセルフプランを希望する方もおり、実際に計画相談の利用を希望しない方がいるのも事実です。相談支援部会の資料の上半期報告を見ていただければと思うのですが、今年度の目標として、なかなか計画相談の作成率が上がらない現状の中で、実際どういうところを取り組んでいけば良いのか、相談支援専門員の質の向上と負担軽減を図るために、相談支援専門員1人当たりがどれだけの人数の担当が出来うるのかということも、質の向上につながると思いますので、今回の

ヒアリングを通して、まずは現状把握をさせていただき、課題改善に向けて進めていければと思っています。以上となります。

○雑賀会長

その他に何かご質問等がありますか。

○菊田委員

松障協の菊田です。

相談支援部会に対して教えていただきたいことがあります。スクールソーシャルワーカーや学校との連携はとても大切なことだと思いますし、我々当事者団体は特別支援学校とのパイプがあり、比較的スムーズに連絡も取りやすいのですが、なかなか普通小学校の支援級や、いわゆるグレーゾーンといわれる、障害の疑いのある方への情報提供が難しいと思っています。もちろん、個々の学校のソーシャルワーカーや、教頭先生や校長先生へのアプローチもとても大切だし、今後もお願いしたいと思うのですが、松戸市も報道機関に取材に来られるほど、教員が足りないという話も聞こえてきます。現場に入ると、色々行いたいけどマンパワーが足りないという板挟みになり、現場の先生方に気苦労かけてしまうのではと心配に思っています。

行政にそのようなことが可能なのかわからないのですが、例えば障害福祉課と市の教育委員会がそのようなことについて話し合うことはできますか。ご存じでしたら、教えていただけたらと思います。

○雑賀会長

事務局からお願いします。

○事務局・廣瀬

障害福祉課です。スクールソーシャルワーカーとの連携等、昨年以来いろいろ相談支援部会でご検討いただき、ありがとうございます。

実は本年度に入り、教育委員会の担当課から、教員の人数が少ないというところと、支援級に配属された先生方が経験がそれほど多くない方もいらっしゃる中で、どのような支援をしていくのか、大変悩んでいるとの話が出ているとの現状を伺っております。その中で、障害分野との連携とは言っても、支援級ですので全員が障害手帳を持っているわけではないのですが、どう連携を図っていくか、今後話をしたいと連絡をいただいています。教育委員会担当課や各学校の校長先生などとすぐに繋がれるかどうかは難しいところですが、まずは市の内部の教育委員会と市庁部局相互で情報共有しながら、連携の方法を考えていきたいと思いますので、また様々な情報がございましたら、障害福祉課に教えていただければと思います。宜しく申し上げます。

○菊田委員

ありがとうございます。

○雑賀会長

そのほかに何か質問はありますか。よろしいですか。

それでは続いて、議題4に移りたいと思います。「地域生活支援拠点の運用状況及び調査審議における体制について」です。事務局より説明をお願いします。

【3 議題 4 地域生活支援拠点の運用状況及び調査審議における体制について】

○事務局・佐藤

地域生活支援拠点の運用状況について、佐藤より説明いたします。資料4の松戸市地域生活支援拠点等整備イメージ図をご覧ください。

まず、地域生活支援拠点の整備につきまして、改めてご説明させていただきます。資料の上段に記載されておりますが、地域生活支援拠点等整備とは、障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、1. 相談、2. 緊急時の受け入れ対応、3. 体験の機会・場、4. 専門的人材の確保・育成、5. 地域の体制づくり、を地域の実情に応じて整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することになります。

目的は2つありまして、1つ目は緊急時の相談や、短期入所等の体制を整備することで、地域における生活の安心感を担保することになります。2つ目は、体験の機会の提供を通じて、障害のある方の地域での生活を支援することになります。

整備の方法といたしましては大きく2パターンありまして、1つは複数の機能を1つの事業所や建物に集約する多機能拠点整備型、もう1つは既存の資源が分担して機能を担う面的整備型になります。松戸市では、既存の資源の活用やネットワークの強化による整備である面的整備型で進めております。この体制につきましては、国の障害基本計画で、市町村ごとに整備するようにとされているもので、松戸市におきましては、令和3年10月から運用を開始いたしました。

機能につきましては、イメージ図の中段の少し上の部分に記載しておりますが、3つの基幹相談支援センター及び緊急一時保護運営事業者の松里福祉会が、1～5の機能を担っておりますが、加えまして、地域生活支援拠点の事業所として、各機能を担える市内の事業所を随時手挙げ方式で募集し、市で登録しております。

登録した事業所が、国で定められた地域生活支援拠点についての障害福祉サービスを利用者に提供した場合には、加算が適用される仕組みとなっております。例えば相談機能を担う事業所が、利用者の緊急時に短期入所事業所への入所調整を行った場合は、地域生活支援

拠点等相談強化加算として、700単位が適用される形になっております。

地域生活支援拠点の登録事業所数につきまして説明いたします。登録事業所は、7月末時点で3事業所の登録をいただいております。内訳といたしましては、①の相談の機能を担う計画相談が2事業所、③の体験の機会や場の機能を担う就労継続支援B型が1事業所になります。

地域生活支援拠点の中でも、特に市民の方々に直結する機能である「緊急時の受入れ・対応」につきましては、松戸市が松里福祉会へ委託し、緊急一時保護として、短期入所事業所にベッドを2床確保し、家族等の介護者の急病や事故などの理由で、残された本人が居宅生活を維持できない場合に、1週間程度、短期入所施設を利用できる体制となっております。当該短期入所の利用に当たりましては、原則対象者の事前登録が必要になり、緊急時には相談支援事業所等を通して松里福祉会へ連絡し、事前登録の情報に基づいて、入所の調整を図ることとなっております。

この緊急一時保護の運用状況といたしましては、令和3年度からの累計の人数になりますが、7月末時点で、緊急利用に当たっての事前登録者51名、体験利用者37名、緊急利用者1名となっております。

続けて、会議体について説明いたします。地域生活支援拠点の市全体としての課題を把握するとともに、対応方針等を協議する会議体である地域生活支援拠点運営協議会を、7月8日に開催いたしました。この会議は、基幹相談支援センターが事務局となり、年2回開催するもので、7月8日当日は中央・小金・常盤平圏域の基幹支援センター、緊急一時保護運営事業者の松里福祉会、地域生活支援拠点として登録している事業所にご出席をいただきました。

当日の内容といたしましては、緊急一時保護の運用状況として、事前登録者数等の確認をいたしました。また、出席事業者より、拠点としての対応状況の報告を受け、共有いたしました。加えて、課題といたしまして、1つ目に地域生活支援拠点の登録事業所の登録数が増えていないこと、2つ目に緊急一時保護の事前登録者の周知対象の拡大について協議いたしました。

1つ目の課題である地域生活支援拠点登録事業所の登録数については、令和3年度第2回自立支援協議会におきましても、委員よりご質問いただき、事務局より事業所に対して、地域生活支援拠点の整備体制について丁寧に説明し、登録を働きかけていく旨の回答をいたしました。その取り組みとして、本市が指定権者となっている相談支援事業所を対象といたしまして、令和4年3月16日に実施した集団指導の際に、地域生活支援拠点の概要や、メリットとして緊急対応時の事業者へ適応される加算等について説明し、事業所登録を呼びかけたところですが、残念ながらその後の登録増にはつながっていない状況になります。令和4年度の取組といたしましては、相談支援部会の取組と連携して、相談支援事業者が登録に手挙げしない原因を分析し、アプローチ方法の改善を検討してきたいと考えております。相談支援部会との連携の方法につきましては、後ほど式田より説明させていただきます。

2つ目の緊急一時保護の周知についてですが、令和3年度は、相談支援事業所への説明会、「広報まつど」、ホームページでの周知を行い、令和3年度末では、27名の事前登録者数でした。令和4年7月末の登録者数は51名と、一定の増加が見られる状況です。今年度の周知といたしましては、緊急一時支援の対象者となる事前登録者を増やすべく、サービス利用者への周知の促進として、毎月下旬に市から利用者宛に発送しているサービスの更新案内に、緊急一時支援のご案内の同封を開始し、周知を図ることといたしました。以上、報告いたします。

○事務局・式田

それでは続けて式田より説明をさせていただきます。

このイラストの次のページの資料になります。地域生活支援拠点の調査審議等における体制について説明させていただければと思います。先ほど相談支援部会の大友委員より、上半期の活動及び下半期の活動の予定についてご報告いただいたところですが、今後、相談支援部会員により、市内の相談支援事業所を対象として、下半期にかけて基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等について、ヒアリングを実施していくこととなります。ヒアリングを行っていただいた結果、現状把握のデータに加え、地域課題等が抽出されることも予想されます。基幹相談支援センターの関連した調査内容については、委託元である障害福祉課にも情報をいただき、必要に応じて、3基幹相談支援センターとの協議用データや、今後の運用方針の検討用データとして蓄積させていただきたいと考えております。また、その検討結果等につきましては、随時、相談支援部会にもフィードバックさせていただきまして、連携を図ってまいりたいと考えております。

一方で、地域生活支援拠点の関連した調査内容については、地域自立支援協議会の体制における枠組みの中で、地域生活支援拠点運営協議会が協議する場として設置されておりますため、この会議体で協議していった方が望ましいかと思われま。言葉だとわかりづらいので、図により説明させていただきたいと思います。会議体制図があるかと思しますので、それに沿って説明をさせていただければと思います。

まずこの会議体制図をご覧くださいと、今回の肝となるのが左側に記載の地域生活支援拠点運営協議会、そして真ん中に記載のある専門部会と、本協議会のことを指す本会議の関係性となります。詳細として表している表が、次のページを開いていただきますと、もう少し細かく記載させていただきました。次のページをご覧ください。ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、初めて委員にご就任された方も本日はおりますので、簡単にこれら会議体の関係性についてふれさせていただきます。

地域生活支援拠点運営協議会は、地域生活支援拠点の運用状況の検討・検証を進めるために設置されたもので、検討した内容等について、幹事会を経て本会議に報告が上げられていく流れとなり、地域自立支援協議会の一部と考えます。ただし、この横にあります専門部会と比較すると、課題抽出及び検討やその解決を図る役割は同じなのですが、社会資源の改善

や開発を担い、本会議からの調査依頼や提案を目的としていく専門部会の役割とは、それらの点で異なっているところです。なお、地域生活支援拠点運営協議会は、幹事会を含む本会議から、必要に応じて情報が提供されるといった構造となっております。

それでは、次のページをご覧ください。今回関係のある各会議の、今後の開催予定状況となります。まず上半期令和4年の5月、今年の春先から、相談支援部会の中で地域生活支援拠点と基幹相談支援センターも含めてですが、ヒアリング内容の精査をしているところです。それで本日、8月にこの地域自立支援協議会が開かれ、各専門部会から、活動報告がされたところです。今後、下半期に向けて、10月から11月に相談支援部会の中で、各相談支援事業所に対してヒアリングを実施していき、12月から1月にかけてヒアリングの結果を取りまとめ、課題等の抽出がなされる予定となっております。

年が明けまして1月になりますと、地域生活支援拠点運営協議会、先日の7月8日が第1回目となるのですが、こちら第2回目として協議会開催予定となっております。その後、この本協議会が2月に開催される予定であります。こういったスケジュールリングを予定しているところです。

続いて、次のページをご覧ください。現状の議論の流れで、懸念点として挙げられることとしまして、相談支援部会の活動によって令和4年の12月から1月に拠点に関する課題等が抽出された場合、報告の順序といたしましては、令和5年2月の本会議に報告することとなります。次回の地域生活支援拠点運営協議会は、先ほど申し上げたとおり1月に開催予定となるため、通常の運営体制で行うとなると、令和5年度以降に地域生活支援拠点運営協議会に情報が提供されることとなり、一定期間、課題等の話し合うべき事項が保留となってしまうことが考えられます。

それでは、次のページをご覧ください。相談支援部会で、令和4年12月から1月に拠点に関する課題等が抽出された場合、2月開催予定の本会議等への報告を経ずに、相談支援部会から令和5年1月に開催予定の地域生活支援拠点運営協議会に情報提供をすることで、スピード感のある議論を展開したいと考えております。

次のページの図でお示しさせていただきましたが、この図に記載のとおり、専門部会から地域生活支援拠点運営協議会に提供する流れを想定しているところですが、1月に地域生活支援拠点運営協議会にデータを情報提供できたとしても、課題等がこの協議会をもってすぐに解決を図れるものとは考えておりません。なるべく時間を有効活用させていただきながら、然るべき場で議論が進められないかと思い、このたび委員の皆様はこの流れで進めてよろしいかをお諮りさせていただきたく、議題に上げさせていただきました。

なお、議論結果につきましては、地域生活支援拠点運営協議会の結論が出て以降に本会議へ報告するとともに、随時相談支援部会へもフィードバックする想定で考えております。この調査データの取扱い方法につきましては、先日、相談支援部会と地域生活支援拠点運営協議会には事前にお伺いをさせていただきまして、ご承諾をいただいていることを申し添えます。

以上が、議題4「地域生活支援拠点の運用状況及び調査審議における体制について」の説明となります。

○雑賀会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ありますか。

○星野委員

1点だけよろしいですか。資料の作り方についてコメントだけ申し上げます。口頭での説明のボリュームが多くてわからないので、図を掲示するのであれば、読み原稿の要点を記載していただくとわかりやすいと思いました。特に口頭で数字を言われても、なかなかその場で理解するのは難しいです。今、事前登録者51名、緊急時事前登録3事業所など、重要な情報をいただいたと思いますが、おそらく星野自身も漏らしているところがあると思います。資料について次回は、ご配慮いただけると大変わかりやすく、そのあとの議論が弾むかと思います。以上です。

○雑賀会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局からもありましたが、運用状況の審議ですか、こちらについてこのまま進めてよろしいでしょうか。特にないようでしたら、次に移りたいと思います。次、続いて報告事項になります。報告事項については、後ほど一括で質疑応答の時間を設けますので、「松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動について」の報告をお願いいたします。

【3 議題 5 松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動】

○事務局・島田

では、松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業について、担当の島田よりご報告をさせていただきます。「松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業」と書かれた資料を、お手元にご覧ください。

松戸市障害者虐待防止ネットワークは、障害者虐待及び障害者差別に関する取り組みを、効果的かつ円滑に行うための活動を行っております。

本年度の事業計画としては、まず、「障害者虐待防止・差別解消啓発活動」として、松戸市のホームページへ情報の掲載や、パンフレット・ポスターの随時配布を行います。次に、「市民向け講演会」「松戸市新規採用職員向け差別解消研修会」「市職員向け差別解消研修会」「施設従事者向け虐待防止・差別解消研修会」についてですが、例年は集合形式での開催を行っていますが、新型コロナウイルス感染状況を踏まえまして、開催方法の検討を行う予定に

なっております。

続きまして、「障害者虐待・障害者差別相談及び対応」については、障害者虐待防止・障害者差別相談センターが中心に、家庭内における虐待や施設従事者・利用者による虐待、障害を理由とする差別に関する相談に応じ、各圏域の基幹相談支援センターが虐待及び差別の対応を行います。次に、「障害者虐待防止研修」についてですが、これは千葉県が開催している研修会への参加になりますが、この研修会に障害福祉課職員が参加する予定であります。

続きまして、「障害者虐待防止マニュアルの改定」についてですが、昨年度は施設従事者向けの虐待・差別対応マニュアルを作成しまして、令和4年度・第1回虐待防止ネットワーク会議(全体会)」にて承認をいただき完成となりました。今後についてですが、完成したマニュアルをいかに事業者に周知して、活用してもらえるかをネットワーク会議にて検討し、必要があれば改定を行っていきます。

続きまして、「昨年度の活動実績」についてご報告いたします。会議の開催状況としましては、全大会を2回、担当者会議を6回開催いたしました。次に、昨年度の障害者虐待及び障害者差別の対応件数についてですが、養護者虐待は53件、施設従事者虐待は20件、利用者虐待は5件、計78件の通報・届け出がありました。また、差別については、不当な差別的取り扱いが4件、合理的配慮の不提供が1件、計5件の相談がありました。

次に、啓発活動・講演会・研修会については、ポスター・パンフレットを市内の障害施設サービス提供事業所297カ所に配布いたしました。施設従事者向け研修会をオンライン開催としつつ、オンライン環境の十分でない方については、サテライト会場を設置するという形で開催をさせていただきました。市職員向け研修会は、庁内メールにて全課に動画を配信いたしました。市民向け講演会については、コロナウイルスの影響がありまして、令和4年度に新中学1年生となる児童3,470名と、市内民生委員・児童委員及び松戸市障害者団体連絡協議会に、障害者理解と障害者虐待・障害者差別を啓発するパンフレットを作成し、配布いたしました。

続きまして、「課題への取り組みと評価」としまして、障害者虐待・障害者差別事案における市と基幹相談支援センターとの連携強化のため、通報票の様式の統一化を行い、通報や相談があった際に、即時に初動会議を実施できる体制が整いました。加えて、コアメンバー会議に3圏域の基幹相談支援センター担当者にも参加してもらうことで、支援方針の決定を迅速に行えるようになりました。また、虐待対応のスキル向上や、支援方針構築のスキルを身につけるため、県の実施する研修会への参加や、コアメンバー会議の前週に課内で事前会議を実施し、より多くの意見・助言を得ることで、コアメンバー会議での支援方針の検討に厚みが増すようになったと考えております。

最後に、「本年度の取り組み内容」としまして、予防・啓発活動では、パンフレットやポスターを引き続き配布しまして、また松戸市ホームページに障害者虐待防止法・障害者差別解消法の研修動画を引き続き掲載いたします。講演会・研修会については、新型コロナウイルス

ルスの感染状況を踏まえまして、開催方法を検討してまいります。

対応困難な事例への対応力の強化については、県の研修への参加、他市との情報交換を行い、支援等のスキルを学んでまいります。障害者虐待通報への早期対応体制の構築では、障害者虐待防止・障害者差別相談センターとも連携を行い、虐待通報を受理したら即日に初動会議を行うとともに、基幹相談支援センターと協力して情報共有を密に行い、緊急性を迅速に把握し、対応方針を的確に定めてまいりたいと考えております。

障害者虐待防止マニュアルの改定では、市内の事業所に周知を行いまして、施設従事者の虐待防止や支援力向上に向けて後方支援を行います。また、必要に応じて施設従事者向けマニュアルの改定を検討することとしております。

簡単ではございますが、松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業の報告は、以上となります。

○事務局・式田

それでは続きまして、相談支援事業者指定の状況についてご報告をさせていただきます。松戸市内の指定特定相談支援事業所、及び指定障害児相談支援事業所につきましては、本市が障害者総合支援法、並びに児童福祉法の規定に基づきまして事業所の指定を行っておりますため、規定状況等をご報告させていただければと思います。皆様、お手元の資料6、「松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧」をご覧くださいければと思います。

まず、指定の状況につきましては、令和4年8月1日現在をもちまして、基幹相談支援センターを含めて30カ所の特定支援相談支援事業所と、23カ所の障害児相談支援事業所が運営されているところであり、うち3カ所が休止中となっている状況です。なお、8月1日から新たに事業所を1件、新規指定したところですが、この事業所情報につきましては、まだ掲載内容が整っておりませんので、現時点で皆様に今お配りしたところには記載しておりません。準備が整い次第、速やかに掲載させていただく予定としております。

次に、手厚い支援体制の整備や専門性の高い人員の配置に応じて認められる、事業所加算の取得状況に関してご報告いたします。現在、機能強化型サービス利用支援費の届け出があった事業所が4カ所ございます。また、そのほかに高度障害支援体制加算を取得している事業所が2カ所、要医療児・者支援体制加算を取得している事業所が2カ所、精神障害者支援体制加算を取得している事業所が7カ所となっております。

次に、例年実施しております、指定特定相談事業所の実地指導の状況につきましてご説明いたします。まず、実地指導について説明申し上げますが、法令等の基準に定めるサービスの取り扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針とし、人員や運営に関する基準等を遵守しているか等を、面談方式により指定特定相談支援事業所等の事業所内において行っております。実地指導の結果、改善を要すると認められた事項につきましては、後日文書によって対象事業所宛てに指導内容の通知を行い、必要に応じて改善報告書の提出を

求めるものとしております。

なお、今年度の実地指導を行うに当たりまして、あくまで現時点での予定ではありますが、前回の実地指導を受けてから3年間が経過した事業所6カ所と、令和3年度に新規指定を受けた事業所4カ所、計10カ所が実地指導の対象予定となっております。実地方法につきましては、例年、対象事業所へ直接訪問により実地指導を行っているところでございますが、皆様ご存じのとおり、現在、新型コロナウイルスの感染状況がまだ落ち着かない状況にありますので、従来どおり直接訪問のうえ実地指導を行うかどうかは、今後の感染状況を注視しながら、実施方法が決まり次第、対象事業所について周知してまいりたいと思っております。なお、実地結果につきましては、次回の冬の本会議で報告させていただく予定です。

次に、計画相談支援及び障害児相談支援の作成率についてご報告させていただきます。先ほど相談支援部会の中で、大友委員に触れていただきましたが、令和4年3月31日時点で、計画相談支援につきましては70.2%、障害児相談支援については34.6%、合計としては58.9%となっております。今後も引き続き、市内の相談支援事業所に対しましては、指定権者として適切な指導及び情報提供等を行って参りたいと思っております。

以上で、ご報告とさせていただきます。

○雑賀会長

ただいま「松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動」「松戸市指定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況」について事務局からの報告がありましたが、何かご質問等ございますか。

○星野委員

1点だけよろしいでしょうか。虐待の件ですが、今年度の取り組み内容ということで、対応困難な事例が多いということが書かれており、実際そうなのだと思います。ただ、(2)番の障害者虐待の数字を見ますと、ちょっと減っているのでしょうか。数だけで比較はできないですが、令和2年度は63件のうち認定は8件、令和3年は53件の届け出・通報のうち認定2件となっております。かなり乖離があるのかという認識です。通報が虐待認定ではないようなケースが多く報告されているのか。それとも、認定する側として、業務が多くて取り残しという形なのか、この数字が少ないなと思うのですが、これに関してはどのような考察というか、ご理解なのでしょうか。

○事務局・島田

この虐待の認定件数に関してですが、認定をするにあたって、受理の件数はここに書いてあるとおり、年度で受理した件数を提示させていただいているのですが、対応していく中で、虐待の聞き取りや行為の確認を行い、確認が出来た段階で、月に1回、専門の方に集まっていただき、認定するかどうかとの協議を行っています。その協議を行って、初めて虐待認定

件数としてカウントされるので、受理自体はその年度に受理はしているのですが、対応が難しく長引いていく中で確認が取れず、認定自体は年度をまたいでしまった事例もあります。令和2、3年度については、数字だけを見ると認定件数は少ないように感じますが、まだ対応を継続しているケースもあるという事になります。

○星野委員

そうしますと、この51件の中には、虐待が疑われるけれども、証拠不十分で認定されなかったというのがあるということですね。

○事務局・島田

聞き取りを進めて、対応を進めていく中で、確認が取れず結果によっては「虐待あり」という判断には至らなかった「判断つかず」という判断基準がありますので、ここにはカウントされていません。

○星野委員

ありがとうございます。そういったケースの中にも、後々重大な事案に発展する可能性もあるかと思しますので、またフォローアップをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○早坂委員

早坂です。質問ですがよろしいですか。

障害者虐待となっていますけれども、障害児については児童相談所が数を把握しているということによろしいのですか。

○事務局・島田

児童分野に関しては、障害者とは別に、児童の分野で対応していただいております。

○早坂委員

そこには、障害児の数も含まれていると認識してよろしいのですか。

○事務局・島田

そうです。年齢で18歳以下であれば、児童のほうでの対応になりますので、その中には障害児も含まれているかと思えます。

○早坂委員

ありがとうございます。できればこういう機会に、児童の問題は、先ほどから相談のどこ

ろでも非常に多く挙がってきている問題だと思いますので、件数や数字はお知らせいただけるとありがたいと思います。

あと、児童で言いますと、捉え方も大きいと思うのですが、実質的にはこどもたちは、親が就業している時間帯に、だれも見ることがいない状態で放置されている家庭が非常に多いと聞いています。本来は、それもネグレクトになるのだと思うのですが、そうしたことに對しても、今後どのように対策をとっていくのかということは、ぜひこの虐待防止ネットワークの中で議論していただきたいし、実態調査をしていただきたいと思います。

○事務局・島田

ご意見ありがとうございます。今後、虐待防止ネットワークで今いただいた意見をもとに協議をしてみたいと思います。

○雑賀会長

そのほかに、何かございますか。

○今成副会長

今成です。

皆さんにお配りさせていただいた、この中核センター大会ですが、8月30日に行いますので、ぜひお申込みいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○雑賀会長

ありがとうございます。

○大友委員

相談支援部会から、先ほどの虐待のことですが、相談支援にかかわっていく中で、虐待と疑われる児童の事例と、親御さんや学校との関わり方の難しさは、こどもたちの置かれている状況と非常にリンクしているところがあるので、こどもの虐待や、成人のほうもそうですが、丁寧に話し合っていきたいと思いました。相談支援が虐待のところはどう入っていくかについて、皆さんのご意見やご協力をいただき、何か後押しになるようなことに繋げていけたらと深く感じます。

こどもたちは、先ほど早坂委員が言っていたネグレクトのこどもたちも含めて、ずっと抜け出せない状況にあり、そのまま成人になってしまうというケースがたくさんあります。こどもの分野を外れていくと、学校からも支援からも外れてしまい、どこに行ったかわからないという状況のこどもがたくさんいますので、やはりここはしっかりと、虐待については自立支援協議会の中でもう一步深めて、他事業所との連携をしっかりと行いたいです。相談だけではなく、他分野や他部会がどう連携していくのかということも含めて、皆で協議してい

ていただきたいというのを今日改めて思いましたので、相談支援部会としてお願いしたいと思いました。

○雑賀会長

ありがとうございます。こどもは、自分自身が虐待を受けている認識がないということもあるでしょうし、ぜひ、その点については虐待防止ネットワークでも取り上げてやっていければと思います。

それではよろしいでしょうか。皆様のご協力で、協議が滞りなく進みました。進行にご協力いただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。

それではこれをもって、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局に戻します。

【閉会】

○事務局・佐々木

委員の皆様、ありがとうございました。最後に、連絡事項を3点お伝えいたします。

1点目は、本協議会の次回の予定です。次回の本協議会は、令和5年2月1日水曜日に開催を予定しております。日程が近くなりましたら、皆様にご案内させていただきますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

2点目は、本日の駐車場の利用についてです。市役所の駐車場をご利用の方は、駐車券に押印いたしますので、お帰りの際に事務局までお申しつけください。

3点目は、本日の報酬についてです。本日、ご公務以外でご出席いただいた皆様には、今回ご指定いただいたお口座に謝礼金を振込いたします。なお、これまでに市役所にマイナンバーをご提供いただいたことがない方、あるいは法人口座への振り込みを希望される方につきましては、場合によっては別の資料をご提供いただく必要がございます。該当する方につきましては、個別に連絡を差し上げますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、新しく委員になられた方で、事務局に資料をまだご提出されていない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。

以上を持ちまして、『令和4年度第1回松戸市地域自立支援協議会』を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。

(以上)